



Feature

特集

事例紹介

番号制度に向けた自治体の取組み

北海道釧路町／番号制度開始に伴う関係条例の制定・改正など

番号制度の開始に向けた
釧路町における準備状況について

釧路町総務部総務課情報化推進室主任 田中 健三

まちの情報 ▶ 北海道釧路町 ・ 面積／254.12km² ・ 総人口／20,188人 ・ 世帯数／9,470世帯（平成27年4月現在）

1 はじめに

北海道東部に位置する釧路町は、隣接する釧路市と同名という全国でも珍しい自治体です。農林漁業・工業・商業がバランスよく保たれ、農業及び漁業では「釧路町ブランド」として少しずつ認知度を増し、その地位を確かなものにしようとしています。工業では道産材を活用した木工加工品が人気を集め、商業では郊外型大規模店舗が軒を連ね、道東一の大商業ゾーンを形成し、名だたる企業が今もなお進出し続けています。

さて、本町では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」公布後である平成25年5月から社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）に対応するための取組みをスタートさせ、本町独自の事務フローチャートを活用した現行事務の見直しや番号を利用する際の適切な事務フローの確立を進めてきました。また、26年10月には特定個人情報保護評価（基礎項目評価）を実施するなど、着実に番号制度の開始に向けた取組みを進めているところです（図-1）。

2 関係条例の制定・改正

番号制度の開始に向けたこれまでの庁内の取組み

の中で最も考慮が必要だったのが個人情報保護条例の改正でした。

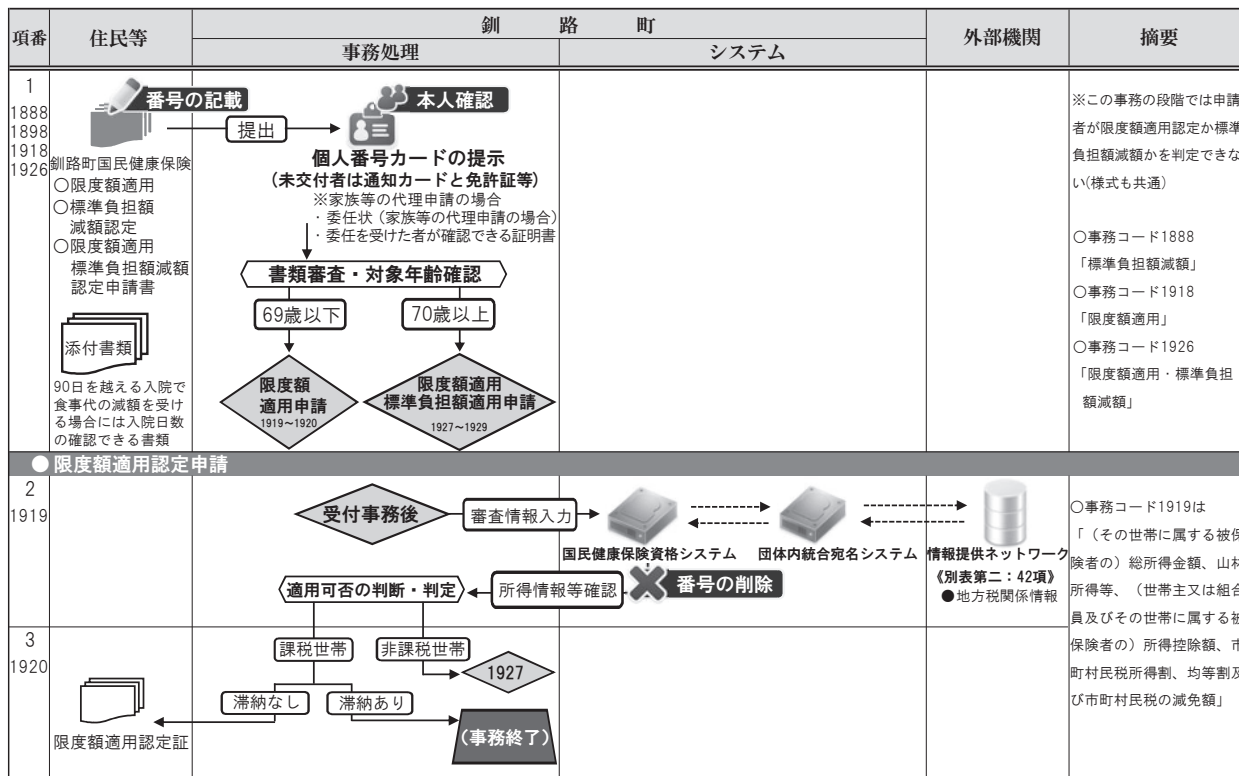
番号制度の開始に伴って、これまで自治体が保有していた個人情報とともに、個人番号を含む特定個人情報や番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報（情報提供等記録）の取扱い、安全管理対策、いわゆる「目的外利用・外部提供」の取扱い、開示請求の方法等について、現行の個人情報保護条例を番号法と整合性を合わせるため改正を行わなければなりません。この個人情報保護条例の改正における規定方法として条文追加方式と読替方式、又は“特定個人情報保護条例”の新規条例制定方式のいずれかの方式によって行うものと想定し、本町では「読替方式」を採用することとしました。この読替方式では特定個人情報と情報提供等記録に関する読み替え表を新たに規定してそれぞれの事由に応じて読み替えるものであり、条例の分かりやすさの点では多少問題があるものの、条文追加方式よりもスムーズに条例を読み解くことが可能であると判断し、この方式を採用しました。

改正案を作成する段階では、他の自治体での改正案がほとんど公表されていない中、手探りの状態での作業となりましたが、27年3月に改正案を提出し、無事、公布・施行を終えることができました。

また、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に



図-1 社会保障・税番号制度事務フローチャート図



関する条例の制定に関しては27年9月を目標に草案づくりを進める方針となっています。

3 特定個人情報保護評価

本町においては、前述のとおり平成26年10月に14項目について特定個人情報保護評価を実施し、評価書をすべて公表しました。その後、27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に関連した特定個人情報保護評価を新たに実施しました。26年10月に実施した特定個人情報保護評価では、保育所保育料に関する事務が新制度へ移行することが確定し、それに向けたシステム整備等を進めていたことや、当該システムの番号制度への対応を10月以降に実施する予定であったことなどから評価の実施を見送っており、27年3月にこの事務について新たに評価を実施するとともに、評価・公表済の二つの事務について評価内容の修正を実施しました。

本町においては特定個人情報保護評価の対象となる事務については、国から示されている評価のタイミング等を参考として、法改正や制度改正等にあわせて適宜、対象事務の評価を実施すること、これまで実施した評価の見直しを定期的に行っていくこととしています。

4 本格的な準備段階へ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」によって具体的なスタートラインが決定しました。このことから、本町における番号制度対応は本格的な準備段階へと移行しています。

まず、平成27年10月5日から始まる全住民への通知カードの交付に向けて、住民向け・事業者向けの広報を積極的に展開しています。毎月発行される町広報紙に「マイナちゃんのナニなに？ マイナン

バー」と題し、番号制度のキャラクター・マイナちゃんのご当地キャラ・ガッホくんの会話から番号制度を分かりやすく解説する特集記事を掲載。27年5月号から10月号までの全6回シリーズで、一部から好評を得ているところです。今後は、町内会で開催される会議等で番号制度の理解を深めてもらう取組みを進めるほか、地元商工業団体に対して、企業が事前に準備し取り組まなければならないことなどの情報提供や映像を利用した広報等を実施していく予定となっています（図-2）。

2点目は、個人番号カードの交付に伴う窓口対応等の検討です。総務省が示した交付目標数値として「27年度に1,000万枚」が掲げられており、この枚数から本町の交付枚数を算出すると「27年度に1,600枚」の交付が見込まれることとなります。これまでの住民基本台帳カードと違い、個人番号カードは広く国民に浸透していくものという認識は持ちつつも、限られた職員数の中で効果的な交付事務を実施

するためには、全国的な動きや交付枚数の推移を見守りながら検討していくことが適切であると判断し、交付開始の段階では住民基本台帳カード同様の対応（本庁舎での集中交付）を執ることとしました。

3点目は、個人番号利用事務に関する業務対応職員への研修の強化です。本町では、番号法別表第一に規定された個人番号利用事務を細分化し、それぞれで事務フローを確立する作業を実施してきました。この事務フローの確立は、これまでの事務と番号制度の開始により変化する事務手順の違いを明確化してこれまでの事務の進め方を見直すとともに、法令等に遵守した適切な事務を進めることを目的としています。番号制度では、これまで自治体業務の中で部分的に行われてきた保有個人情報の利用目的以外の利用（目的外利用）や他の実施機関等への提供（外部提供）が厳しく制限されており、保有特定個人情報に関しては、より慎重な取扱いを行わなければならないこととなっています。このようなこと

図-2 マイナちゃんのナニなに？ マイナンバー

マイナちゃんのナニなに？ マイナンバー
第1回 マイナンバーって？

いよいよ2015年10月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）がスタートします。今月からマイナンバー制度をわかりやすく解説します。

「マイナンバー制度が始まったら何がかわるの？」
★解説：企業が社員に代わって保険の手続や調書の提出をしたり、保険会社や証券会社が税金の処理をしたりするときに、マイナンバーの記載が必要となります。そのため、勤務先、保険会社、証券会社などから「マイナンバー」を提出してください」と求められます。また、医療保険や年金の手続をするとき、マイナンバーがあれば、住民票や所得証明など各種書類の提出が不要になります。

「制度が始まったら、勤め先から番号を聞かれたり、社会保障や税の手続きが簡単になるよ」

「ねえねえマイナちゃん、マイナンバーってなに？」
★解説：マイナンバーは、1人に1つずつ配布されます。この番号により、行政のいろいろな部門で保管する情報を「同じ人のものだ」と確認して、しっかり管理し、よりスムーズに活用できます。

「住民票がある人全員に配布される12桁の番号だよ！」

「マイナンバーを知られたら、僕の個人情報がかん配だよ……」
★解説：マイナンバーは、個人情報を一カ所に集めるのではなく、情報は行政のそれぞれの担当の場所で別々に管理します。申請者に交付される個人番号カードのICチップにもプライバシー性の高い情報は記録されず、細かい個人情報が知られることはありません。

「大丈夫！ マイナンバー制度は個人情報がきちんと守られる仕組みになっている安全な制度だから安心してね」

「僕のマイナンバーって、いつどうやって知るの？」
「2015年10月に住民票に記載の住所に簡易書留で通知カードが届くよ」

「もしも僕が住民票を移さないで違うところに住んでたらどうなるの？」
「2015年10月までに住民票を正しい住所に移さない番号が届かないよ!!!」

★解説：マイナンバーの本格的な運用がスタートするのは、2016年の1月からです。その準備として、マイナンバーを通知します。

（今月のマイナンバー〇×クイズ）
Q / マイナンバーは赤ちゃんでももらえる。
A / ○
★解説 / 出生届を提出し、住民票が作成された時からもらえます。日本に住所を有する全ての住民が対象になるため、年齢に関係なく番号が通知されます。



から、作成を終えた事務フローを活用しながら、窓口対応業務を中心として個人番号の確認方法や本人確認の手順、具体的な書類管理方法や事務を行う上での注意点、管理職員における指導・監督責任の理解等について研修を企画し、7月から役職別に順次実施していく予定です。この研修は、一時的とはならず継続的に実施することで、制度への知識を広め、個人情報を保護するという意識を高めることにつながると考えています。

5 物理的セキュリティ対策への取組み

番号制度においてこれまでの事務を見直して人的セキュリティ対策を強化していくことについては前述のとおりですが、もう一つ重要な対策として「物理的セキュリティ対策の強化」が挙げられます。

物理的セキュリティ対策は、人的セキュリティ・技術的セキュリティと並ぶ重要な構成要素の一つですが、番号制度の開始に伴い、この物理的セキュリティ対策の中で最も重要と考えている点は「第三者への情報漏えい対策」です。ここで言う第三者とは、職員以外はもちろんのこと、職員間であっても所属部署の違う職員間も含んでいます。

大規模な自治体ではあまり想定されない部分ではありますが、本町のような規模の自治体では、『開かれた行政』という言葉のもと、住民が気軽に足を運んで職員と接することを可能とするため一部、事務室内への入室を認めています。しかし、昨今の個人情報保護意識の高まりや番号制度の開始に伴って、業務利用する個人情報の漏洩や第三者の目に触れることによって発生するおそれのあるリスクへの対応が急務となっています。これらのことから、第三者の事務室内への立入を制限してそれらのリスクを取り除く議論が続いています。小・中規模自治体の多くでは住民と行政との距離感が近く、事務室内への入室を全面禁止とすることに対する住民への理解も深めなければならないことから、この対策につ

いては思いのほかハードルが高いという事実があります。しかしながら、番号制度によって個人情報保護への関心が一層高まると予想されることから、国や他の自治体での事例等を参考にしながら、検討の歩みを進めいくこととしています。

6 番号制度によって変革する自治体業務への展望

北海道内では、住民のサービス向上や行政運営の高度化・効率化に資する電子自治体の実現に向けて、道と市町村等が協力して効率的・効果的に共同アウトソーシング事業を推進することを目的として、全179市町村が参加する「北海道電子自治体共同運営協議会」を組織しています。この協議会では、参加179市町村のうちの108団体で「北海道電子自治体共同システム（電子申請システム）」を運用し、電子自治体の推進を目指して各種行政手続きの電子申請を積極的に進めています。電子申請分野においては着実な進展が見られるものの、認証方式や一部の手続きで発生する手数料の徴収や必要な添付書類の取扱いなど、クリアしなければならない問題が多いのも現状です。

しかし、番号制度の開始によって、個人番号カードの普及やあらゆる場面での個人番号の利活用が進むことによって、この電子申請における利便性が向上し、本格的な電子自治体へと広がりを見せることが想定されるとともに、先日、一部新聞で報道されましたが、政府が番号制度分野に限らず、書面や対面でのやり取りが必要な手続きを原則として、電子申請できるようにする法案を来年の通常国会に提出するとの方針が示されました。これらのことから、近い将来、自治体業務のうち行政手続は「オンライン・電子申請」の時代へと変革するという期待とともにその時代の潮流に対応することへの認識を持ち、道と市町村が一体となって取り組む電子申請の利活用をより積極的に進めるための検討に参画し、住民・行政・事業者それぞれがプラスになれる社会の構築に向けて微力ながら取り組んでいくこととしています。